

K C A Aグループ総則 規約一部追記のご案内

第 46 条 非クレーム対象

次の行為及び項目に該当する場合は、原則としてクレームは受け付け致しません。

1. 当オークションでの落札車輛が再販売（同一会場、他会場に出品し、セリにかけた場合も含む）された時。但し、書類と合致しない場合等についてはこれに限らない。
2. クレーム申立て前、及び、申立て中に加修、修理をした時。（特殊事項は除く）
3. 内装・外装・装備品等、下見及び下見依頼にて目視出来る部分。
4. 商談落札車輛。但し、未申告の修復歴、エンジン（本体）、デフ、ミッションの異状のあるもの、書類と合致しない場合は、通常の規定にするものとする。
5. 落札金額が150,000円以下の車輛についての機関、機構上のクレーム。
※但し、第 47 条の 14 項目にあてはまるものについては、この限りではない。
6. 落札金額が、100,000円以下での修復歴の発覚。
7. 超低価格（落札価格が50,000円以下）については、書類、重要項目を除き、全てノークレームとする。
8. 外車。（ディーラー並行不明車、及び低年式車輛の機関、機構上）
9. 改造車。（但し、修復歴を除く）
10. 純正以外の部品。
11. 消耗品及び消耗品とみなされるものや簡単な調整およびセンサー類の交換等で直るもの。
12. 新品部品代金が20,000円以下のクレームの申し立て
但し、工賃、技術料が著しく高額の場合はK C A A裁定による
13. 出品リストによるクレーム（現車が基本）、及び査定ミス、コンダクターのミス、事務局のミス。
14. 初年度登録より15年目を経過した車輛。
15. 過走行（走行100,000km以上の車輛）、及びメーター改ざん車についての機関、機構上～エンジン、デフ、ミッション、足廻り等～
※但し、第 47 条の 15 項目にあてはまるものについては、この限りではない。
◎出品票へ走行距離の記載がない場合、及び推定走行未記入車輛は、現メーター指示数を実走行とみなしクレーム対応を行うものとします。
16. 8ナンバー登録車（キャンピング、放送宣伝車等）は、各陸運支局により基準が異なる為、装備品に関するクレームは受け付けしない。
17. 日本国外に輸出された車輛。（いかなる理由があっても受け付け致しませんので、輸出前の車輛チェックを強化して頂くようお願い致します。）
18. 修復歴箇所明記以外の箇所に修復歴が発見されても一切受け付けないものとします。
19. クレームの申立てをした日より、6日以内に事務局に対し再度連絡が無い場合にはノークレームとする。
20. 同一クレームを繰り返し申し出る悪質者については、K C A Aの判断によりクレームを却下致します。

第 47 条 クレーム対象

クレーム規約第 44 条・45 条の定めにより受け付けし、処理するものとします。但し、内容、受付期間等が規約と合致した場合に限ります。

1. 修復歴が未申告で後日発覚した車輛。
2. 出品票に正しく記載すべき事項が記入されていないとき（申告漏れ含む）
*但し、同一の型式・グレード等による申告漏れの相違は除く。
3. 誤解を招くような不適切及び、紛らわしい書き方をした場合。
4. 標準装備品の欠品で未申告の場合。（支障をきたすと判断するもの）
5. マイナーチェンジ又は、モデルチェンジ等のあった月から3ヶ月以上経過し、かつ年をまたいでいるもの（輸入車は除く）
6. 車歴表示がないとき（レンタカー、営業車、特殊用途）。※リース車は自家用とみなします。
*但し、積載量が標準で2t以上のトラック及び乗車定員11人以上のバス等における申告漏れは除く
7. レスオプションの場合で外した部品を記入していないとき。
8. 構造変更による乗車定員変更の未申告及び、定員数の書き間違い。
9. 改造公認未申請で申告が無い場合。
10. 色替え及び色違いの車輛。
11. 走行距離メーターが実走行と異なり、現車との事実関係が立証出来る場合。
12. “第46条非クレーム対象”に準ずるが、KCAAの裁定により悪質と判断された車輛。
13. 修復歴はあるが、完全な修復がなされていないもの。
(事故により機関、機構上に重大なトラブルがあるもの。エンジン、ミッション、デフ等)
14. 低額車輛(=150,000円以下の落札車輛)に於いて、悪質車輛(=動かない、走らないetc..)と見なされる車輛 ※但し、当日会場内で確認できる車輛に限る。
15. 過走行(走行100,000km以上の車輛)、及びメーター改ざん車についての機関、機構上の不具合に対し、KCAAの裁定により悪質と判断された車輛。
16. その他各項目は別表にて参照の事。